

奈良県告示第三百三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和五年二月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院	奈良市八条四丁目六四三番地	令和八年一月三十一日
一般財団法人沢井病院	奈良市船橋町八番地	令和八年一月三十一日
医療法人博愛会松倉病 院	奈良市川之上突抜町一五番地	令和八年一月三十一日
医療法人新生会総合病 院高の原中央病院	奈良市右京一丁目三番三号	令和八年一月三十一日
医療法人社団石洲会石 洲会病院	奈良市四条大路一丁目九番四 号	令和八年一月三十一日
社会医療法人田北会田 北病院	大和郡山市城南町二番一三号	令和八年一月三十一日
医療法人檀原友紘会大 和檀原病院	檀原市石川町八一番地	令和八年一月三十一日
社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院	桜井市大字阿部三二三番地	令和八年一月三十一日

大和高田市立病院	大和高田市礪野北町一番一号	令和八年一月三十一日
医療法人興生会吉本整形外科・外科病院	葛城市足田六七六番一号	令和八年一月三十一日
社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字三室二〇	令和八年一月三十一日
医療法人果恵会恵王病院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一〇番一八号	令和八年一月三十一日
公益財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番地	令和八年二月二日